

## 平成 21 年 2 定 環境農政常任委員会

### 服部委員

私は、公明党議員団といたしまして、本委員会に付託されております諸議案と諸課題について意見を申し上げます。

まずはじめに、神奈川県地球温暖化対策推進条例案を除く諸議案について、賛成の立場から意見を申し述べます。

環境農政部関係の予算につきましては、県予算が厳しい中で、その状況を反映したものとなっております。新年度は 337 億 8,000 余万円でスタートいたしました。これは、新年度からスタートする水源環境保全・再生施策の総合的な推進を図るための事業執行体制を、他部から環境農政部に一元化することに伴った増額でございますので、通例に伴えば 90.5%というところでございますから、余り楽な予算ではない、タイトな予算であるというふうに思いますので、様々な事業を効率的に執行して所期の目的を上げていただきたいと思っております。

また、計上されました 337 億余万円の 3 分の 1 は公共事業でございます。その公共事業は、116 億余万円でございますが、これは前年当初の 91.4%ということで、これもタイトな公共事業等になってございます。したがって、従来計画の充実と、さらに現時点での需要にこたえるという、そういう意味での内実的な進展を図られることを強く望みます。また、緊急経済対策調査特別委員会等でお話が出ました、こうした公共事業にかかわりながら効力を生み出していくということにつきましても、知恵を振り絞りながら対応をしていただきたいというふうに思っております。

さらに、農業関係でございますが、いわゆる GAP 手法の導入というのは、時にかなった大変大事な事業というふうに思っております。これに力を入れていただくとともに、そうした GAP 手法導入を目指す市町村の支援を、当然ながらしっかりと応援していただきたいと思っております。

それから、農地リース等法人参入支援事業につきましては、まことに大事だなというふうに思っております。これをどう考えるか、様々な要素がございますが、私は日本の農業経営の本来的な、また根本的なこれまでの形態というのがやはり維持できなくなってきた現状が、農業の疲弊を招いたという認識でここにありますので、その根本的なところを押さえつつ、新たな事業転換によって農業の再生という角度に全力を挙げていただきたいと思っております。そういう意味では、参入法人の皆さん方と、そこでの農業生産活動がその地域における市場流通ルートにどのように乗せていくか、つまり利幅をどのように確保していくかということについても心を砕いて、ジョイントについてよろしく施策展開をまとめていただきたいと思っております。

漁業でございますが、海洋県神奈川といたしましては、本当に大事だと。漁場の整備事業、アワビやサザエなどの資源の増大を目指す、それから漁場環境保全のために 2 億 3,500 万円、これは大きい、このように思います。回遊魚を集めるための新たな浮魚礁の設置も 2 箇所と伺っておりますが、大いに期待をしておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。サザエ等につきましては、それこそ神奈川県水総研メルマガにおきましても、アワビとサザエは親戚同志だというような見解があったりして、様々なメルマガジンを発信しながら、漁業が親しまれる、漁業の真髄を知っていただくというところが、きめ細かな施策が随所に表れております。また、そういったメルマガの中には、腰越漁協との触れ合いとかも報道されております。どうか地域の現場を押さえながら、海洋県神奈川県の未来に向かっての施策展開を力強く進めていただきたいというふうに思います。

それから、循環型社会づくりの推進につきましては、3R推進の取組、これは言われて久しいわけですが、新ということで、神奈川県が打ち出しましたこの3Rについての前進を大いに期待しております。

それから、産業廃棄物最終処分場の事業につきましては、地元の意見を今後ともしんしゃくしながら進めていただきたいというふうに思います。

この項最後でございますが、水源環境保全・再生事業会計、これは他部からこちらの環境農政部に一元化をされました。これは御承知のとおり、神奈川県民の個人県民税の超過課税を財源とした事業でございますので、その施策の特定化というのは当然でありまして、その特定化された事業の進ちょくを検証しながら、個人県民税の執行に当たって効率的に執行されているかというようなことも、絶えずおさおさ怠りなく検証しながら進めていただきたいと思います。44億円、大変多うございます。その進ちょくに期待をいたします。

次に、神奈川県地球温暖化対策推進条例案について、継続の観点から若干意見を申し述べさせていただきます。

本条例案提出の背景には、本県の二酸化炭素排出量が、2006年のデータで1990年と比較いたしまして約10%もの大きな増加を示しているところでございます。本県では、これまでも様々な温暖化対策を講じてきたところでありまして、とりわけ神奈川県環境基本条例の果たしてきた役割、また果たしている役割には大きなものがあると認識しております。国の省エネ法による対策も功を奏してきた、本当にそういうふうに私は思っております。来る4月1日には、その省エネ法の改正に基づく新基準によるエネルギー使用量の算出が実施され、来年4月1日には改正省エネ法が施行されますが、今回の県条例案は、これに合わせて、本県の環境基本条例の個別条例としての役割を寄与されたものとの答弁がありました。

したがいまして、今回の県条例案は、個別条例としての具体的な目的を果たすべきであり、同時に、そうした条例として多くの事業所やすべての県民に、社会的な義務や行動を求めることとなるのでありまして、温暖化ガス削減計画書の提出の義務化もその一例であります。また、本県の二酸化炭素排出量は、大規模事業所によるものが3分の2を占めておりますが、その反面、県内には大規模事業所以外にも約28万1,000もの事業所があり、きめ細かな削減計画に取り組む必要があることも事実であります。当然のことですが、そのためには、計画内容の十分な検討も大切であることを指摘しておきたいと思っております。

さらに、今回の県条例案は、2段階での施行を予定しており、このまま議決されますと、3月中には公布をされ、本体の施行は7月1日であります。公布から施行までの間に、県当局は、条例の骨格ともいえる指針を定めるとともに、大規模事業者はもとより、中小企業や零細企業、さらには、県民の二酸化炭素排出量削減の基本となる規則も定めることとなります。この間、県当局では、パブリック・コメントも計画しており、まことにタイトな日程となっております。そのため、県民総ぐるみでの二酸化炭素排出量削減計画を推進していく形をつくり上げていくには、施行までの時間が不十分ではないかと思うのであります。

もちろん、公布から施行までの間ですべてが決まるわけでは決してございませんが、2010年、2011年、2012年の3箇年でこの計画を達成するためには、初年度の取組が肝心であることは論を待ちません。多くの県民とともに県民参加型の削減計画を推進していくためには、条例案に明記された、まことに多くの努力規定、たくさんございます、この委員会でも確認をしたところでございますが、これらについて、まず周知徹底、普及を図ることが重要であり、そのための広報、啓発活動にも努力していただき、削減実績につなげていくという、実を結ぶ努力規定にしていかななくてはならないものと考えております。こうした道筋を県民に明確に示し切っていくためには、条例の施行に合わせた準備時間の確保がどうしても必要だということを指摘しておきたいと思っております。こうした点について、

再度御検討いただくためにも、本条例案は継続にすべきことを重ねて表明させていただきます。

以上、重ね合わせての中身に至りましたが、公明党県議団の意見発表といたします。